

# 四半期報告書

(第10期第1四半期) 自 平成 22 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 6 月 30 日



(E03610)

第10期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	17
第4 【提出会社の状況】 .....	18
1 【株式等の状況】 .....	18
2 【株価の推移】 .....	36
3 【役員の状況】 .....	37
第5 【経理の状況】 .....	38
1 【四半期連結財務諸表】 .....	39
2 【その他】 .....	54
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	55

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	214,450	221,656	875,130
うち信託報酬	百万円	4,693	4,211	28,727
経常利益	百万円	37,894	67,593	152,314
四半期純利益	百万円	54,712	53,659	—
当期純利益	百万円	—	—	132,230
純資産額	百万円	2,263,105	2,276,678	2,271,897
総資産額	百万円	39,808,869	41,032,069	40,743,531
1株当たり純資産額	円	△188.85	80.53	44.77
1株当たり四半期純利益金額	円	50.85	46.62	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	88.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	23.02	20.88	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	52.94
自己資本比率	%	5.35	5.25	5.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	719,693	464,251	1,024,489
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△980,233	△511,646	△858,062
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△27,848	△182,562	7,651
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	822,931	1,055,347	1,285,371
従業員数	人	17,260	17,390	16,756
信託財産額	百万円	26,917,613	26,953,777	26,709,717

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。

## 3 【関係会社の状況】

りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併したため、当社の関係会社に該当しないこととなりました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	17,390 [13,755]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,001人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	527 [8]
---------	------------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他3社からの出向者です。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

###### (金融経済環境)

当第1四半期連結会計期間は、欧州金融不安やソブリン・リスクが意識され、世界経済の先行き不透明感が強まりました。米国では、生産の回復が見られる一方、雇用や住宅市場の回復が鈍く、景気の先行き懸念が次第に高まりました。欧州経済は、巨額の財政赤字を抱える南欧諸国の相次ぐ格下げや金融機関の資金繰り懸念を背景に、金融不安が広がりました。一方、中国は人民元の弾力化を高めるとの声明を発表、事実上の人民元切り上げを容認しました。

わが国経済は、中国を始めとするアジアの経済成長を背景として、輸出主導での景気持ち直し基調が続きました。6月調査の日銀短観では大企業、中小企業とも幅広い業種で業況判断DIが改善しました。欧州金融不安の影響が懸念されたものの、企業景況感の悪化は確認されませんでした。雇用環境は、5月の有効求人倍率が14ヶ月ぶりに0.5倍を回復するなど、改善の兆しが見られました。個人消費は、家電エコポイント制度など消費刺激策の効果が継続し、底堅く推移しました。国内企業物価は、原油など素材価格の上昇を受けて、1年5ヵ月ぶりに前年比でプラスに転じました。消費者物価(全国、除く生鮮食品)は、高校授業料無償化の影響が出たものの、エネルギー価格の上昇もあり、マイナス幅は縮小傾向となりました。

金融資本市場は、4月はギリシャを巡る財政懸念が不安視されたものの、世界的な景気回復への期待感に支えられ、世界的に株価が高値圏で推移するなど落ち着いた動きとなりました。しかし、4月下旬からスペイン等の南欧諸国が相次いで格下げされたことで、欧州の一部の国のソブリン・リスクや金融機関の資金繰り懸念が高まりました。米国の景気先行き不透明感もあり、5月は世界的に株安が進むなど、混乱が広がりました。このような流れを受けて、投資マネーは株式等の高リスク資産を避けて日米独の国債に集中し、主要国では金利が急低下、円高が進行しました。6月に入ると、金融資本市場は一時落ち着きを取り戻すかに見えましたが、ソブリン・リスクの高まりを受けて、日米欧の各国が相次いで財政赤字削減を打ち出し、また欧米を中心に金融取引規制強化の動きもみられました。このため、世界的に景気が冷え込むとの警戒感が広がり、月末にかけては株価が下げ足を早めるなど波乱の展開となりました。このような中、日経平均株価は9,000円台前半まで下落し年初来安値を更新、長期金利も約7年ぶりの水準まで低下しました。

###### (経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画(以下、健全化計画)〜りそな再生のための集中再生期間における計画〜」(HOPのための計画)、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」(STEPのための計画)、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」(JUMPのための計画)を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取り組むとともに、『りそな』の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取り組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、地域に根付いた金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月に株式会社りそな銀行がりそな信託銀行株式会社と合併し、わが国最大の店舗網、お客さま基盤、高い専門性を融合させた信託併営銀行として新しいスタートを切りました。これにより、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信託をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、従来以上にお客さまの経営課題解決に向けた最適なソリューションをご提供しております。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行っております。

#### （業績）

当第1四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比2,885億円増加して41兆320億円となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比7,813億円増加して9兆6,966億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比8,325億円減少して25兆4,310億円となっております。

負債につきましては、借入金が前連結会計年度末比2,747億円増加して8,983億円となりましたが、預金は前連結会計年度末比4,992億円減少して32兆4,563億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比2,122億円増加して12兆9,535億円となりました。

純資産の部につきましては、利益剰余金の増加などにより前連結会計年度末比47億円増加して2兆2,766億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は80円53銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前第1四半期連結会計期間比72億円増加して2,216億円となり

ました。内訳を見ますと、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前第1四半期連結会計期間比143億円減少して1,403億円となりましたが、債券等売却益などによりその他業務収益が前第1四半期連結会計期間比122億円増加して178億円に、投資信託販売の増加などにより役務取引等収益が前第1四半期連結会計期間比27億円増加して394億円となりました。

経常費用は、前第1四半期連結会計期間比224億円減少し、1,540億円となりました。内訳を見ますと与信費用の減少などによりその他経常費用が前第1四半期連結会計期間比224億円減少して164億円になったほか、預金利回りの低下などにより資金調達費用が前第1四半期連結会計期間比57億円減少して183億円となりました。

特別利益は、償却債権取立益の増加などにより前第1四半期連結会計期間比36億円増加して76億円となりました。一方、特別損失につきましては減損損失の減少などにより前第1四半期連結会計期間比18億円減少して9億円となっております。なお、法人税等調整額は前第1四半期連結会計期間比369億円増加して158億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前第1四半期連結会計期間比296億円増加して675億円に、連結四半期純利益は前第1四半期連結会計期間比10億円減少して536億円になりました。また1株当たり四半期純利益金額は46円62銭となっております。また、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、投資信託販売が好調であったことなどにより、業務粗利益が815億円、与信費用控除後業務純益は240億円となりました。

法人部門は、貸出金利回りは低下したものの、与信費用の減少などにより、業務粗利益が647億円、与信費用控除後業務純益は338億円となりました。

市場部門は、債券売却益の計上などにより、業務粗利益が212億円、与信費用控除後業務純益は187億円となりました。

① 国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,204億円、海外は24億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,220億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ42億円、131億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では294億円、3億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	129,091	2,566	1,048	130,610
	当第1四半期連結会計期間	120,436	2,473	866	122,043
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	153,754	3,078	2,132	154,701
	当第1四半期連結会計期間	139,343	2,987	1,952	140,379
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	24,662	511	1,084	24,090
	当第1四半期連結会計期間	18,907	514	1,085	18,335
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	4,693	—	—	4,693
	当第1四半期連結会計期間	4,211	—	—	4,211
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	27,059	62	—	27,122
	当第1四半期連結会計期間	29,402	24	—	29,426
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	36,654	78	—	36,732
	当第1四半期連結会計期間	39,388	66	—	39,454
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	9,594	15	—	9,609
	当第1四半期連結会計期間	9,986	41	—	10,028
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	8,213	—	—	8,213
	当第1四半期連結会計期間	13,185	—	—	13,185
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	8,679	—	—	8,679
	当第1四半期連結会計期間	13,234	—	—	13,234
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
	当第1四半期連結会計期間	48	—	—	48
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	△2,336	383	—	△1,952
	当第1四半期連結会計期間	240	116	—	356
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	5,563	45	—	5,609
	当第1四半期連結会計期間	17,857	42	—	17,899
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	7,899	△338	—	7,561
	当第1四半期連結会計期間	17,616	△73	—	17,543

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は394億円、役務取引等費用合計は100億円となり、役務取引等収支合計では294億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	36,654	78	—	36,732
	当第1四半期連結会計期間	39,388	66	—	39,454
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	6,772	21	—	6,793
	当第1四半期連結会計期間	7,049	8	—	7,058
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	9,098	54	—	9,152
	当第1四半期連結会計期間	9,176	55	—	9,232
うち信託関連業務	前第1四半期連結会計期間	1,419	—	—	1,419
	当第1四半期連結会計期間	1,663	—	—	1,663
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	5,248	—	—	5,248
	当第1四半期連結会計期間	7,982	—	—	7,982
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	2,545	—	—	2,545
	当第1四半期連結会計期間	1,935	—	—	1,935
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	921	0	—	921
	当第1四半期連結会計期間	892	0	—	892
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	3,455	—	—	3,455
	当第1四半期連結会計期間	3,221	—	—	3,221
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	9,594	15	—	9,609
	当第1四半期連結会計期間	9,986	41	—	10,028
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	2,097	—	—	2,097
	当第1四半期連結会計期間	2,385	—	—	2,385

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第1四半期連結会計期間の特定取引収益は132億円、特定取引費用は0億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	8,679	—	—	8,679
	当第1四半期連結会計期間	13,234	—	—	13,234
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	90	—	—	90
	当第1四半期連結会計期間	128	—	—	128
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結会計期間	8,203	—	—	8,203
	当第1四半期連結会計期間	13,073	—	—	13,073
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	385	—	—	385
	当第1四半期連結会計期間	31	—	—	31
特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
	当第1四半期連結会計期間	48	—	—	48
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
	当第1四半期連結会計期間	48	—	—	48
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	31,769,176	33,152	561	31,801,767
	当第1四半期連結会計期間	32,412,009	45,455	1,150	32,456,314
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	18,330,109	19,312	—	18,349,422
	当第1四半期連結会計期間	18,680,389	20,349	—	18,700,738
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	12,600,732	13,840	—	12,614,572
	当第1四半期連結会計期間	12,928,429	25,105	—	12,953,534
うちその他	前第1四半期連結会計期間	838,334	—	561	837,772
	当第1四半期連結会計期間	803,191	—	1,150	802,040
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	625,810	—	—	625,810
	当第1四半期連結会計期間	1,118,520	—	—	1,118,520
総合計	前第1四半期連結会計期間	32,394,986	33,152	561	32,427,577
	当第1四半期連結会計期間	33,530,529	45,455	1,150	33,574,834

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年6月30日		平成22年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,672,972	100.00	25,382,451	100.00
製造業	2,871,044	11.18	2,665,620	10.50
農業, 林業	15,961	0.06	13,668	0.05
漁業	6,788	0.03	7,689	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	17,172	0.07	14,881	0.06
建設業	757,697	2.95	696,853	2.75
電気・ガス・熱供給・水道業	71,157	0.28	69,487	0.27
情報通信業	296,272	1.15	297,058	1.17
運輸業, 郵便業	613,265	2.39	575,821	2.27
卸売業, 小売業	2,473,237	9.63	2,425,583	9.56
金融業, 保険業	657,093	2.56	671,506	2.65
不動産業	2,341,175	9.12	2,219,185	8.74
物品賃貸業	332,565	1.30	284,416	1.12
各種サービス業	1,705,104	6.64	1,638,413	6.45
国, 地方公共団体	834,096	3.25	882,133	3.48
その他	12,680,340	49.39	12,920,132	50.90
海外及び特別国際金融取引勘定分	44,885	100.00	48,580	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	44,885	100.00	48,580	100.00
合計	25,717,858	—	25,431,032	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年6月30日		平成22年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,678,098	45.48	11,979,302	47.19

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	95,083	0.35	98,679	0.37
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	25,529,655	94.72	25,257,800	94.56
受託有価証券	1,200	0.00	1,200	0.01
金銭債権	303,091	1.13	303,756	1.14
有形固定資産	643,735	2.39	636,413	2.38
無形固定資産	3,371	0.01	3,471	0.01
その他債権	9,156	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	345,618	1.28	376,687	1.41
現金預け金	22,864	0.09	22,391	0.08
合計	26,953,777	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,287,542	27.04	7,079,767	26.51
年金信託	3,771,345	13.99	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,081	0.00	1,074	0.00
投資信託	14,109,494	52.35	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	260,881	0.97	254,397	0.95
有価証券の信託	279,615	1.04	363,615	1.36
金銭債権の信託	326,367	1.21	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	125,297	0.46	125,955	0.47
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,934	0.01	2,892	0.01
包括信託	789,217	2.93	753,862	2.82
合計	26,953,777	100.00	26,709,717	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	453	0.41	168	0.18
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	10	0.01	2	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	261	0.24	55	0.06
卸売業, 小売業	292	0.27	169	0.18
金融業, 保険業	25,705	23.38	23,341	24.55
不動産業	3,904	3.55	2,672	2.81
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	582	0.53	230	0.24
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	78,715	71.61	68,443	71.98
合計	109,926	100.00	95,083	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	66,567	60.55	58,290	61.30

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	95,083	22.62	98,679	21.59
有価証券	—	—	—	—
その他	325,290	77.38	358,307	78.41
資産計	420,374	100.00	456,986	100.00
元本	419,468	99.78	456,479	99.89
債権償却準備金	285	0.07	301	0.07
その他	620	0.15	206	0.04
負債計	420,374	100.00	456,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

当第1四半期  
連結会計期間末

貸出金95,083百万円のうち、破綻先債権額は53百万円、延滞債権額は17,998百万円、3ヵ月以上延滞債権額は56百万円、貸出条件緩和債権額は3,709百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は21,817百万円であります。

前連結会計年度末

貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間比2,554億円収入が減少して4,642億円の収入となりました。これは、主としてコールマネー等の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは前第1四半期連結会計期間比4,685億円支出が減少して5,116億円の支出となりました。これは有価証券の売却による収入が増加したことが主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前第1四半期連結会計期間比1,547億円支出が増加して1,825億円の支出となりました。これは、主として劣後特約付社債の償還による支出が増加したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比2,300億円減少して1兆553億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社 りそな銀行	東京本社	東京都江東区	新設	本部施設	—	25,624	平成22年5月
	市岡支店	大阪市港区	新築	店舗	670	642	平成22年5月
株式会社 埼玉りそな銀行	狭山支店	埼玉県狭山市	新築	店舗	777	1,107	平成22年4月

当第1四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の 有形固定 資産	合計
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
株式会社 りそな銀行	旧赤門通支店	名古屋市 中区	売却	店舗	1,396	1,147	—	—	—	1,147
	旧亀戸支店	東京都 江東区	売却	店舗	665	1,000	—	—	—	1,000
	旧東京本社	東京都 千代田区	除却	本部施設	—	—	128	—	24	153

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
株式会社 りそな銀行	亀戸支店他	東京都 江東区他	新築	店舗	307	—	自己資金	平成22年4月	平成22年10月

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	8,201,780,800

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	275,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	281,780,786	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、12、13、14
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	275,000,000	同左	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、15、16、17
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、18
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、19
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、20
計	2,076,258,477	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,667円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成27年1月1日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,667円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
35,992,801株（平成22年7月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.96%）
- (4) 当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額  
引換価額は1,667円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (7) 議決権条項  
 丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
 法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,597円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
 引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度  
 1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
 3,597円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
 27,800,945株（平成22年7月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.28%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金  
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
 己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- ② 非累積条項  
 ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
 己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 己種優先中間配当金  
 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は3,597円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
  - ② 修正の頻度  
1年に1度（平成18年8月1日以降毎年8月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
280円
  - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
1,964,285,714株（平成22年7月31日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の161.67%）
- (4) 当社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
    - ① 第1種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
    - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - ③ 非参加条項  
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
    - ④ 第1種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
引換価額は1,103円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
  - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
    - ① 修正の基準  
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
    - ② 修正の頻度  
1年に1度(平成20年11月1日以降毎年11月1日)
  - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
    - ① 引換価額の下限  
200円
    - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
2,817,807,860株(平成22年7月31日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数281,780,786株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の231.92%)
  - (4) 当社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 13 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

14 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,206円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 15 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記17(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度  
1年に1度（平成23年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
170円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
3,235,294,117株（平成22年7月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の266.28%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 16 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 17 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

- ④ 第3種優先中間配当金  
 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
 残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
 丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
 平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額  
 引換価額は1,117円とする。
- ③ 引換価額の修正  
 引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が170円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
 該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
 第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
 法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 18 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項  
 ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
 第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金  
 中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
 残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 19 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第5種優先配当金
- ① 第5種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第5種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (5) 取得条項  
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第6種優先配当金
- ① 第6種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年4.95%(払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。ただし、平成22年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第6種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成26年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

丙種第一回優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

己種第一回優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第1種第一回優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第2種第一回優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

### 第3種第一回優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	2,076,258	—	327,201	—	327,201

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

② 丙種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

③ 己種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

④ 第1種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑤ 第2種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑥ 第3種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑦ 第4種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑧ 第5種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑨ 第6種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,168,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,701,200 第1種第一回優先株式 275,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,497,012 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,088,191 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	2,076,258,477	—	—
総株主の議決権	—	19,814,819	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式61株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	64,168,300	—	64,168,300	5.28
計	—	64,168,300	—	64,168,300	5.28

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株（議決権1個）あります。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
- 3 当社は、平成22年6月25日付で、本店所在地を東京都江東区木場一丁目5番65号に変更しております。
- 4 なお、平成22年6月30日現在の当社保有の自己株式は64,170,622株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.28%）であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

### ① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	1,255	1,215	1,187
最低(円)	1,149	1,046	1,046

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### ② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

### 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,412,778	1,607,691
コールローン及び買入手形	765,438	872,442
債券貸借取引支払保証金	50,583	56,541
買入金銭債権	432,269	419,212
特定取引資産	688,100	522,796
有価証券	※2 9,696,668	※2 8,915,317
貸出金	※1 25,431,032	※1 26,263,548
外国為替	57,366	61,269
その他資産	1,584,597	1,086,792
有形固定資産	※3 320,054	※3 322,297
無形固定資産	49,724	50,467
繰延税金資産	225,935	247,379
支払承諾見返	744,049	760,305
貸倒引当金	△424,104	△439,604
投資損失引当金	△2,425	△2,925
資産の部合計	41,032,069	40,743,531

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	32,456,314	32,955,610
譲渡性預金	1,118,520	1,119,590
コールマネー及び売渡手形	462,476	393,243
売現先勘定	19,993	132,976
債券貸借取引受入担保金	—	55,933
特定取引負債	199,057	154,402
借入金	898,380	623,620
外国為替	2,761	3,085
社債	668,626	850,264
信託勘定借	345,618	376,687
その他負債	1,767,510	964,944
賞与引当金	3,496	12,412
退職給付引当金	10,557	9,821
その他の引当金	29,167	28,999
繰延税金負債	11	24
再評価に係る繰延税金負債	28,848	29,709
支払承諾	744,049	760,305
<b>負債の部合計</b>	<b>38,755,391</b>	<b>38,471,633</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	400,709	400,709
利益剰余金	1,382,042	1,372,119
自己株式	△86,843	△86,840
<b>株主資本合計</b>	<b>2,023,109</b>	<b>2,013,189</b>
その他有価証券評価差額金	73,671	83,129
繰延ヘッジ損益	22,157	13,789
土地再評価差額金	39,013	40,271
為替換算調整勘定	△3,717	△3,807
評価・換算差額等合計	131,124	133,382
少数株主持分	122,443	125,326
<b>純資産の部合計</b>	<b>2,276,678</b>	<b>2,271,897</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>41,032,069</b>	<b>40,743,531</b>

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	214,450	221,656
資金運用収益	154,701	140,379
(うち貸出金利息)	133,738	119,978
(うち有価証券利息配当金)	13,803	14,498
信託報酬	4,693	4,211
役務取引等収益	36,732	39,454
特定取引収益	8,679	13,234
その他業務収益	5,609	17,899
その他経常収益	※1 4,034	※1 6,477
経常費用	176,555	154,063
資金調達費用	24,090	18,335
(うち預金利息)	14,467	11,203
役務取引等費用	9,609	10,028
特定取引費用	466	48
その他業務費用	7,561	17,543
営業経費	95,917	91,684
その他経常費用	※2 38,909	※2 16,423
経常利益	37,894	67,593
特別利益	3,948	7,647
固定資産処分益	0	699
償却債権取立益	3,947	6,947
特別損失	2,709	900
固定資産処分損	312	268
減損損失	2,396	36
その他の特別損失	—	※3 595
税金等調整前四半期純利益	39,133	74,339
法人税、住民税及び事業税	4,674	3,356
法人税等調整額	△21,162	15,813
法人税等合計	△16,488	19,169
少数株主損益調整前四半期純利益		55,170
少数株主利益	909	1,510
四半期純利益	54,712	53,659

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	39,133	74,339
減価償却費	5,788	6,099
貸倒引当金の増減(△)	3,183	△15,499
資金運用収益	△154,701	△140,379
資金調達費用	24,090	18,335
為替差損益(△は益)	41,469	△60,607
特定取引資産の純増(△)減	△213,043	△165,304
特定取引負債の純増減(△)	66,872	44,655
貸出金の純増(△)減	791,396	832,515
預金の純増減(△)	△306,029	△499,295
譲渡性預金の純増減(△)	43,770	△1,070
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△236,282	274,760
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△34,981	△35,110
コールローン等の純増(△)減	156,694	99,904
コールマネー等の純増減(△)	436,432	△99,684
信託勘定借の純増減(△)	19,798	△31,069
資金運用による収入	153,702	138,565
資金調達による支出	△23,835	△22,553
その他	△87,195	56,648
小計	726,262	475,251
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△6,569	△10,999
営業活動によるキャッシュ・フロー	719,693	464,251
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△7,996,080	△11,186,543
有価証券の売却による収入	5,879,705	9,414,684
有価証券の償還による収入	1,142,235	1,259,927
有形固定資産の取得による支出	△1,427	△2,084
有形固定資産の売却による収入	5	2,848
その他	△4,672	△478
投資活動によるキャッシュ・フロー	△980,233	△511,646
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付社債の発行による収入	21,197	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	△137,550
配当金の支払額	△49,019	△44,994
少数株主への配当金の支払額	—	△15
その他	△26	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,848	△182,562
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	△66
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△288,359	△230,023
現金及び現金同等物の期首残高	1,111,291	1,285,371
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 822,931	※1 1,055,347

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。  (2) 変更後の連結子会社の数 17社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は29百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は550百万円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>29,108百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>467,888百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>16,889百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>220,332百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,221,261百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 210,342百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託419,468百万円であります。</p>	破綻先債権額	29,108百万円	延滞債権額	467,888百万円	3ヵ月以上延滞債権額	16,889百万円	貸出条件緩和債権額	220,332百万円	有価証券	7,221,261百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>35,324百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>466,511百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>13,700百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>188,583百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,636,517百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 213,126百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託456,479百万円であります。</p>	破綻先債権額	35,324百万円	延滞債権額	466,511百万円	3ヵ月以上延滞債権額	13,700百万円	貸出条件緩和債権額	188,583百万円	有価証券	6,636,517百万円
破綻先債権額	29,108百万円																				
延滞債権額	467,888百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	16,889百万円																				
貸出条件緩和債権額	220,332百万円																				
有価証券	7,221,261百万円																				
破綻先債権額	35,324百万円																				
延滞債権額	466,511百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	13,700百万円																				
貸出条件緩和債権額	188,583百万円																				
有価証券	6,636,517百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益2,260百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額20,420百万円、貸出金償却13,697百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益891百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額564百万円、貸出金償却10,548百万円、株式等売却損2,272百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,150,955</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△328,024</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>822,931</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,150,955	日本銀行以外への預け金	△328,024	現金及び現金同等物	<u>822,931</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,412,778</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△357,431</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,055,347</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,412,778	日本銀行以外への預け金	△357,431	現金及び現金同等物	<u>1,055,347</u>
現金預け金勘定	1,150,955												
日本銀行以外への預け金	△328,024												
現金及び現金同等物	<u>822,931</u>												
現金預け金勘定	1,412,778												
日本銀行以外への預け金	△357,431												
現金及び現金同等物	<u>1,055,347</u>												

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	当第1四半期連結 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,214,957
種類株式	
丙種第一回優先株式	12,000
己種第一回優先株式	8,000
第1種第一回優先株式	275,000
第2種第一回優先株式	281,780
第3種第一回優先株式	275,000
第4種優先株式	2,520
第5種優先株式	4,000
第6種優先株式	3,000
合計	2,076,258
自己株式	
普通株式	64,170
合計	64,170

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	1,159	386.51			

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

#### (1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

#### (2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

##### ①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

##### ②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

##### ③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

##### ④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

##### ⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

## 2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	81,531	64,777	21,251	167,560	△6,584	160,975
経費	47,944	36,257	2,465	86,667	—	86,667
実勢業務純益	33,586	28,519	18,785	80,892	△6,584	74,308
与信費用	9,552	△5,336	—	4,215	—	4,215
与信費用控除後業務純益(計)	24,034	33,856	18,785	76,676	△6,584	70,092

注1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2. 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

4. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

5. 減価償却費は、経費に含まれております。

## 3 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	76,676
「その他」の区分の利益	△6,584
与信費用以外の臨時損益	△71
与信費用以外の特別損益	△120
その他の調整額	4,440
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	74,339

注1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2. 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
貸出金	25,431,032		
貸倒引当金	△311,668		
	25,119,364	25,467,175	347,811
預金	32,456,314	32,474,147	17,833

(注) 1. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

2. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	901,241	920,069	18,827
地方債	266,372	279,634	13,262
社債	16,297	16,416	119
合計	1,183,911	1,216,120	32,209

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	359,096	462,239	103,143
債券	7,765,887	7,777,054	11,166
国債	6,614,910	6,616,352	1,441
地方債	116,074	120,515	4,441
社債	1,034,902	1,040,185	5,283
その他	306,017	301,829	△4,188
合計	8,431,001	8,541,123	110,121

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は298百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	285,411	△557	△557
店頭	金利スワップ	24,771,344	20,802	20,802
	キャップ	78,712	927	1,131
	フロアー	82,931	1,416	1,418
	スワップション	1,288,300	△5,332	△2,037
	合計	—	17,256	20,757

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,840,675	△8,640	42,975
	為替予約	1,807,400	△37,708	△37,708
	通貨オプション	3,251,786	93,439	93,745
	合計	—	47,091	99,012

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	80.53	44.77

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,276,678	2,271,897
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,184,005	2,220,374
うち少数株主持分	百万円	122,443	125,326
うち優先株式	百万円	2,061,561	2,061,561
うち優先配当額	百万円	—	33,487
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	92,672	51,523
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	1,150,787	1,150,789

## 2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	50.85	46.62
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	23.02	20.88

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	54,712	53,659
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	54,712	53,659
普通株式の四半期中平均株式数	千株	1,075,819	1,150,788
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,300,098	1,418,727

## 2 【その他】

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	1,159	386.51			

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 あ や 子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月31日に以下の事項を決定した。

1. 自己株式取得枠の設定及びそれに基づく第9種優先株式の取得
2. 第三者割当の方法による普通株式の発行
3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月10日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 あ や 子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月12日

**【会社名】** 株式会社りそなホールディングス

**【英訳名】** Resona Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 檜垣誠司

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当ありません

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区木場一丁目5番65号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第10期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。